

暮らしの情報

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業・思想・信条等について質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。(メールでの相談受付は月間中随時)

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室

☎6210-9518 (月間中(閉庁日を除く)10:00~18:00)

✉rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

後期高齢者医療保険料決定通知書に 記載の保険料年額や月額等の主な内容を 点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は電話でお申し込みください。



申込時にお聞きする事項 ・住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。なお、転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問合せ 保険年金課(保険)17番窓口

☎4302-9956 ☎6700-0193



児童手当 現況届について

昨年度より児童手当における現況届の提出が基本的には不要となっております。一部内容確認が必要な方については現況届を送付させていただきますので、必要事項を記入のうえ、令和5年6月中旬に保健福祉課(地域福祉)へ提出してください。

現況届を提出されない場合は、令和5年6月分(令和5年10月支払い分)以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

なお、北部サービスセンターや南部サービスセンターでの受付はできませんのでご注意ください。

※感染症予防の観点により、現況届は可能な限り郵送での提出をお願いします



問合せ 保健福祉課(地域福祉)33番窓口

☎4302-9857

「介護保険利用者負担限度額認定証」等の 有効期限は7月31日(月)です

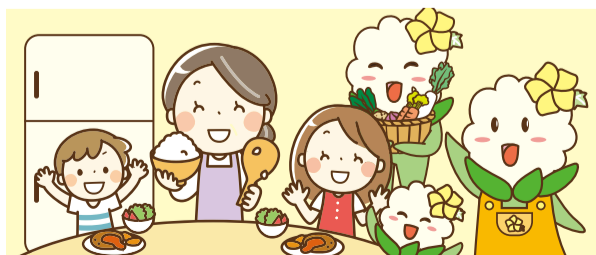
◇介護保険を利用して介護保険施設等への入所や短期入所(ショートステイ)をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証

◇社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合の利用者負担軽減の確認証

更新を希望される方は6月30日(金)までに必要書類の写しを添付して申請を行ってください。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)31番窓口

☎4302-9859



令和5年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和5年度(令和5年4月~令和6年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和5年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和5年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料 ^{※1}
平等割保険料(世帯あたり)	30,321円	10,494円	
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×30,798円	被保険者数×10,659円	介護保険第2号被保険者数×19,543円
所得割保険料 ^{※2}	算定基礎所得金額 ^{※3} ×8.78%	算定基礎所得金額 ^{※3} ×3.09%	算定基礎所得金額 ^{※3} ×2.94%
最高限度額	65万円	20万円	17万円

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります

令和5年度より介護分保険料の平等割保険料はかかりません

※2 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります

※3 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります

●保険料の改定

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

令和5年度の本市一人当たり平均保険料は、医療給付費等の自然増に加え、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、+13.9%の改定が必要となるなど、コロナ禍や物価高騰などの現在の状況を考慮して、本市国保基金を約28億円充当することにより、令和5年度は+10.3%の改定としております。

問合せ 保険年金課(保険)17番窓口 ☎4302-9956

各種相談のお知らせ

6・7月

※区役所1階で実施。相談は無料。市内在住の方に限ります。

5月18日時点の情報です。最新の情報は各問合せ先へご確認ください。

相談名	日程	受付方法	問合せ
法律相談	6月1日、8日、15日、22日、7月6日、13日、20日、27日(木)	当日に電話予約受付(9:00~先着順) 相談時間 13:00~17:00	政策推進課23番窓口 予約 ☎4302-9683
※できるだけ多くの方に法律相談をご利用いただくため、同一・同種の案件について、反復的・継続的に法律相談をご利用になることは、お控えいただきますよう、お願い致します。			
相続登記・後見 借金問題相談	6月9日、7月14日(金)	当日1階窓口で受付(13:00~15:30)	大阪司法書士会阪南支部 ☎6628-7133 予約不可
相続遺言帰化相談	6月6日、7月4日(火)	当日1階窓口で受付(13:00~15:00) ※受付は14:45まで	大阪府行政書士会 阿倍野支部 ☎6792-6724 予約不可
税理士相談	6月13日、7月11日(火)	当日1階窓口で受付(13:00~15:30)	近畿税理士会東住吉支部 ☎6703-1800 予約不可
行政相談	6月14日、7月12日(水)	当日1階窓口で受付(13:00~14:00)	政策推進課23番窓口 ☎4302-9683 予約不可
不動産相談	6月2日、7月7日(金)	当日1階窓口で受付(13:00~16:00) ※受付は15:30まで	大阪府宅地建物取引業協会 なにわ阪南支部 ☎4399-1555 予約不可
建築士相談	7月19日(水)	当日1階窓口で受付(13:00~15:30)	大阪府建築士事務所協会第七支部 ☎6946-7065 予約不要
離婚・養育費相談	6月28日(水)	6月21日(水)~28日(水) ※6月28日(水)は12:00受付終了 電話で予約受付(先着順) 相談時間 14:00~17:00 (相談時間は45分以内です)	保健福祉課(地域福祉)33番窓口 ☎4302-9820
若者(15~39歳) 自立相談	6月23日(金)	電話・FAXで予約受付(開催日前日の18:00まで) 相談時間 14:00~17:00	コネクションズおおさか ☎6344-2660 要事前予約 ☎6344-2677 火~土曜日(祝日を除く) 10:30~18:30
※対象は、対人関係が苦手、ひとつの仕事が長続きしない等の悩みを抱えた15~39歳で現在仕事に就いていない若者とその保護者			

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

時間/9:00~17:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

場所/市民局人権企画課(市役所4階)

☎6208-7489 ☎6202-7073



あなたとともに地域福祉活動コーディネーター 「ご相談はこちら」

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動を続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関等と連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

問合せ 平野区社会福祉協議会 ☎6795-2525